

# 『環太平洋圏経営研究』投稿規程

1. 本誌は、定期刊行物であり、原則として年に1回発行する。
2. 本誌の編集は、環太平洋圏経営学会によって選ばれた編集担当理事によって行われる。
3. 本誌の投稿原稿は、会則第2条に示す目的に沿った投稿原稿と依頼原稿からなる。
4. 本誌に投稿できる者は、本会の会員とする。ただし、理事会は、必要と認めた場合、非会員に原稿を依頼することができる。
5. 投稿原稿については、「論文」、「研究ノート」、「書誌」、「資料」、「書評」、「その他」のうちから、投稿者の希望する類別を指定するものとする。ただし、編集の都合で類別が変更されることもある。
6. 原稿は、環太平洋圏の言語で書かれた未発表のものに限るものとする。
7. 原稿の掲載は、編集担当理事の合議で決定するものとする。
8. 原稿料については、別途定める。
9. 本誌原稿の著作権は、環太平洋圏経営研究学会に帰属するものとする。
10. 原稿の提出に際しては、別途定める執筆要領に従うものとする。
11. 本誌に掲載された論文等の著作権のうち「複製権」、「公衆送信権」の行使は、桃山学院大学総合研究所に委託する。
12. 本誌に掲載された論文等については、桃山学院大学学術機関リポジトリに公開することを原則とする。

付則 本規程は、1998年4月1日より施行する。

本規程は、2003年11月1日より一部改訂施行する。

本規程は、2007年5月16日より一部改訂施行する。

本規程は、2011年10月20日より一部改訂施行する。

本規程は、2012年10月20日より一部改訂施行する。